

町営住宅入居者募集要項

募集住宅	1戸（RC3階建） 町営住宅羽場団地A棟2-1（金山町大字金山834）																																						
間取り	6畳2間、4畳半1間、台所、浴室、洗面所、トイレ ペット同居不可																																						
家賃	<p>町営住宅は、計算した※収入月額（月額所得金額）によって家賃が決定します。</p> <table border="1" data-bbox="352 741 1442 1317"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居者の※収入月額</th> <th>金額</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>羽場団地A棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～104,000</td> <td>14,100</td> <td rowspan="4">本来階層</td> </tr> <tr> <td>104,001～123,000</td> <td>16,300</td> </tr> <tr> <td>123,001～139,000</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>139,001～158,000</td> <td>21,100</td> </tr> <tr> <td>158,001～186,000</td> <td>24,100</td> <td rowspan="3">裁量階層</td> </tr> <tr> <td>186,001～214,000</td> <td>27,800</td> </tr> <tr> <td>214,001～259,000</td> <td>32,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収入月額は、入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額（下記の表のとおり）を控除し、12で割った額です。 なお、家賃算定をご希望される場合は、お気軽にご相談下さい。</p> <table border="1" data-bbox="352 1529 1442 1821"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th> <th>控除額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同居親族等控除</td> <td>1人につき 38万円</td> <td>本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除</td> <td>1人につき 10万円</td> <td>70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族控除</td> <td>1人につき 25万円</td> <td>扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人（配偶者を除く）</td> </tr> <tr> <td>障害者控除（特別障害者控除）</td> <td>1人につき 27万円 (40万円)</td> <td>本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者（本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者）</td> </tr> <tr> <td>寡婦（寡夫）控除</td> <td>1人につき 27万円</td> <td>所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者</td> </tr> </tbody> </table>	入居者の※収入月額	金額	区分	羽場団地A棟	～104,000	14,100	本来階層	104,001～123,000	16,300	123,001～139,000	18,700	139,001～158,000	21,100	158,001～186,000	24,100	裁量階層	186,001～214,000	27,800	214,001～259,000	32,500	控除の種類	控除額	内容	同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人（配偶者を除く）	障害者控除（特別障害者控除）	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者（本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者）	寡婦（寡夫）控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者
入居者の※収入月額	金額		区分																																				
	羽場団地A棟																																						
～104,000	14,100	本来階層																																					
104,001～123,000	16,300																																						
123,001～139,000	18,700																																						
139,001～158,000	21,100																																						
158,001～186,000	24,100	裁量階層																																					
186,001～214,000	27,800																																						
214,001～259,000	32,500																																						
控除の種類	控除額	内容																																					
同居親族等控除	1人につき 38万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族																																					
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1人につき 10万円	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族																																					
特定扶養親族控除	1人につき 25万円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人（配偶者を除く）																																					
障害者控除（特別障害者控除）	1人につき 27万円 (40万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者（本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者）																																					
寡婦（寡夫）控除	1人につき 27万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者																																					
入居時期	申し込み日から概ね2週間以内																																						
その他	駐車場利用料：1,000円																																						

－ 申 し 込 み 手 続 き に つ い て －

入居申込資格	<p>①同居しようとする親族があること。</p> <p>②所得月額（※）が15万8千円（裁量階層対象者は25万9千円）以下の方 ※所得月額とは、入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計から、公営住宅法施行令で定める額を控除し、12で割った額をいいます。</p> <p>③現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 ※申込者、又は同居親族名義の持家（共有名義を含む。）がある方は除く。</p> <p>④入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。</p> <p>⑤市町村民税等の滞納がないこと。</p>
申込受付期間	<p>随時（平成30年2月28日まで）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※先着順により申し込みを受け付け、入居者を決定いたします。</p> <p>（受付は、土・日曜や祝日など役場の休日を除かせていただきます。）</p>
申込受付時間	<p>午前8時30分～午後5時15分</p>
申 込 書 類	<p>①入居申込書（環境整備課備付け）</p> <p>②住民票謄本 申込者及び同居者の全員分</p> <p>③過去1年間の所得を証する書類 申込者及び同居者全員分（児童・生徒は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得のある方・・・所得証明書 ※公的年金等も所得とみなされます。 ・所得がない方・・・非課税証明書 <p>※過去1年間の所得はないが、現在所得がある方は、給与支払（見込）証明書を提出ください。</p> <p>④公金収納状況確認書（環境整備課備付け） ※申込時に、金山町に住所がない場合 住民票を置いている市町村窓口にて、納税証明書を取得ください。</p> <p>⑤その他（該当する方） 身体障がい者手帳の写し・婚姻届受理証明書等</p>
審 査 方 法	<p>入居者選考委員会にて、入居の資格を有しているかの審査を行い、入居決定いたします。</p>
審査結果の通知	<p>応募者に文書で通知いたします。※申し込みから概ね2週間以内。 なお、入居決定者は、敷金の納入と町営住宅使用請書の受理後に、入居許可書が発行され、正式に入居することができます。</p>
申込・問合せ先	<p>環境整備課 管理係 TEL52-2111（内線272）</p>